

# 労働者死傷病報告の様式が改正されました

(労働安全衛生規則様式第23号)

施行日：平成31年1月8日

労働者が外国人の場合には、

## 「国籍・地域」と「在留資格」の記入が必要です。

※ 在留カード等のコピーを労働基準監督署に提出する必要はありません。

※ 「特別永住者」(在日韓国・朝鮮人等)など、外国人雇用状況の届出制度の対象外となっている方については、記入の必要はありません。

労働者死傷病報告

様式第23号(第97条関係)(表面)

81001

国籍・地域

在留資格

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

受付印

### 国籍・地域

見本

在留カード

国籍・地域 米国  
NATIONALITY/REGION

★ 在留カードまたは旅券(パスポート)上の「国籍・地域」欄を転記してください。

### 在留資格

見本

在留カード

在留資格 特定活動  
STATUS Designated Activities

上陸許可証印

在留資格 特定活動  
Status: Designated activities

★ 在留カードまたは旅券(パスポート)上の上陸許可証印に記載されている「在留資格」欄の内容を、そのまま転記してください。

### ★ 在留資格が「特定活動」の場合

在留資格が「特定活動」の場合には、旅券に添付されている指定書(右参照)で活動タイプを確認し、下表のうち、あてはまる活動タイプを1つ、在留資格欄に記入してください。

| 特定活動の活動タイプ | <ul style="list-style-type: none"> <li>特定活動(ワーキングホリデー)</li> <li>特定活動(EPA)</li> <li>特定活動(高度学術研究活動)</li> <li>特定活動(高度専門・技術活動)</li> <li>特定活動(高度経営・管理活動)</li> <li>特定活動(高度人材の就労配偶者)</li> <li>特定活動(建設分野)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>特定活動(造船分野)</li> <li>特定活動(外国人調理師)</li> <li>特定活動(ハラール牛肉生産)</li> <li>特定活動(製造分野)</li> <li>特定活動(就職活動)</li> <li>特定活動(その他)</li> </ul> |
|------------|--|---|
|------------|--|---|

指定書 DESIGNATION

氏名 Name

国籍 Nationality

出入国管理及び難民認定法第15条の2第4項の規定に基づき、本表の欄目について「特定活動」に該当する活動にのみ許可されます。 According to the regulation stipulated in the law column of Annexed Table 1-5 of the Immigration Control and Refugee-Recognition Act, the above-mentioned persons is permitted to engage in the activities designated as follows.

見本

日本国法務大臣  
MINISTER OF JUSTICE, JAPANESE GOVERNMENT

### ★ 在留資格が「技能実習」の場合

在留資格が「技能実習」の場合には、区分までそのまま転記してください。(例)技能実習1号イ など